令和８年（フ）第１９９５号
東京都町田市木曽東１丁目31番17号カームヒルズ103
債務者　石丸　　慎
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３９号
岩手県遠野市松崎町白岩９地割45番地１
債務者　及川　郁博
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第４５号
福島県白河市鬼越118番地３　県営南湖南団地４－１、前住所福島県西白河郡矢吹町八幡町813番地８
債務者　岡村ななえ（旧姓増子）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第２７８号
茨城県つくば市自由ケ丘791番地35、前住所茨城県土浦市板谷四丁目725番地７　フローレンス板谷202号室
債務者　青柳　樹也
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２８６号
茨城県稲敷郡阿見町大字実穀1328番地１
債務者　大石　　裕
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２９２号
茨城県つくば市春日４丁目26番地18　第３パークハイツ203号
債務者　清水　夏海（旧姓宮内）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第４７０号
新潟市江南区うぐいす１丁目６番７号
債務者　杉山　佑奈
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２０号
長野県上田市上田原1107番地14　ビレッジハウス長池２―403号
債務者　井田　七海
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１８７号
滋賀県近江八幡市安土町石寺348番地10
債務者　古賀　梨々菜
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第８４３号
神戸市中央区生田町４丁目１番14号
債務者　塚原麻奈巳
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８９４号
兵庫県三田市下槻瀬754番地39、従前の住所兵庫県三田市三輪３丁目６番15―103号
債務者　余田　陽斗
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８９６号
神戸市須磨区北落合３丁目38番216―202号
債務者　福吉普美子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９８１号
神戸市東灘区甲南町４丁目１番12―302号
債務者　水元　晃二
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９８２号
神戸市東灘区甲南町４丁目１番12―302号
債務者　水元　陽子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９９９号
神戸市中央区北長狭通６丁目２番15―503号
債務者　塩田　孝浩
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１００６号
神戸市長田区滝谷町２丁目８番１―204号
債務者　小川　千鶴
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部